

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公開番号】特開2008-284042(P2008-284042A)

【公開日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2007-129903(P2007-129903)

【国際特許分類】

A 47 K 17/00 (2006.01)

E 03 D 11/00 (2006.01)

A 47 K 17/02 (2006.01)

E 03 D 9/00 (2006.01)

【F I】

A 47 K 17/00

E 03 D 11/00 A

A 47 K 17/02 A

E 03 D 9/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、

前記第1のライニングの前方に設置された便器と、
を備え、

前記便器の着座部分と、前記第1のライニングの上面との高さの差が、300mm以上、400mm以下であること、を特徴とする多目的トイレユニット。

【請求項2】

トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、

前記第1のライニングの前方に設置された便器と、
を備え、

前記便器に着座した人が前記第1のライニングの方向に向けてのけぞった場合には、前記第1のライニングの上面の上方であって、前記第1のライニングの前面と前記第1の壁面との間に形成された空間に、前記着座した人の少なくとも肩甲骨より上の部位が侵入可能とされていること、を特徴とする多目的トイレユニット。

【請求項3】

トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、

前記第1のライニングの前方に設置された便器と、
を備え、

車椅子使用者が前記便器に着座するために、車椅子から便器へと移動をする場合には、前記第1のライニングの上面の上方であって、前記第1のライニングの前面と前記第1

の壁面との間に形成された空間に、前記移動をする人の少なくとも頭部が侵入可能とされていること、を特徴とする多目的トイレユニット。

【請求項 4】

前記第1のライニングの前記上面の高さは、床から700mm以上、800mm以下であること、を特徴とする請求項1～3のいずれか1つに記載の多目的トイレユニット。

【請求項 5】

前記トイレブースの前記第1の壁面と略直行する第2の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面と底面とが遮蔽された第2のライニングをさらに備え、

前記第2のライニングの底面が床から離間するようにして設けられ、

前記底面と床面との間に形成された空間に、車椅子のフットレスト部分が侵入可能とされていること、を特徴とする請求項1～4のいずれか1つに記載の多目的トイレユニット。

【請求項 6】

前記空間の高さ寸法は、300mm以上であること、を特徴とする請求項5記載の多目的トイレユニット。

【請求項 7】

前記第2のライニングと前記便器との間に設けられ、前記第2のライニングの前面と略平行な水平部を有する手すりをさらに備え、

前記手すりの前記水平部の中心は、前記第2のライニングの前記上面から下方に150mmの範囲以内に設けられていること、を特徴とする請求項5または6に記載の多目的トイレユニット。

【請求項 8】

前記便器の側方であって、前記第2のライニングの前記上面に埋め込むようにして設けられた手洗い器をさらに備え、

前記手洗い器は、前記第2のライニングの前記上面方向および前記前面方向に開口を有すること、を特徴とする請求項5～7のいずれか1つに記載の多目的トイレユニット。

【請求項 9】

前記手洗い器は水栓を備え、

前記水栓は、前記手洗い器の内壁面に設けられていること、を特徴とする請求項8記載の多目的トイレユニット。

【請求項 10】

汚物流しユニットと、

前記第1のライニングの前面の前記便器を挟んで前記第2のライニングと対向する側に設けられた跳ね上げ手すりと、をさらに備え、

前記汚物流しユニットのボウルが、前記第1のライニングの前面であって前記跳ね上げ手すりを挟んで前記第2のライニングと対向する側に設けられていること、を特徴とする請求項5～9のいずれか1つに記載の多目的トイレユニット。

【請求項 11】

前記ボウルの上面と、前記第1のライニングの前記上面とが近接する高さの位置にあること、を特徴とする請求項10記載の多目的トイレユニット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の一態様によれば、トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、前記第1のライニングの前方に設置された便器と、を備え、前記便器の着座部分と、前記第1のライニングの上面との高さの差が、300mm以上、400mm以下であること、を特徴とする多目的トイレ

ユニットが提供される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の他の一態様によれば、トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、前記第1のライニングの前方に設置された便器と、を備え、前記便器に着座した人が前記第1のライニングの方向に向けてのけぞった場合には、前記第1のライニングの上面の上方であって、前記第1のライニングの前面と前記第1の壁面との間に形成された空間に、前記着座した人の少なくとも肩甲骨より上の部位が侵入可能とされていること、を特徴とする多目的トイレユニットが提供される。

また、本発明の他の一態様によれば、トイレブースの第1の壁面から突出するようにして設けられた少なくとも前面と上面とが遮蔽された第1のライニングと、前記第1のライニングの前方に設置された便器と、を備え、車椅子使用者が前記便器に着座するために、車椅子から便器へと移動をする場合には、前記第1のライニングの上面の上方であって、前記第1のライニングの前面と前記第1の壁面との間に形成された空間に、前記移動をする人の少なくとも頭部が侵入可能とされていること、を特徴とする多目的トイレユニットが提供される。